

議案説明資料

【 目 次 】

議案第88号 八幡浜市議会議員及び八幡浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第89号 八幡浜市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・・・・・・・・・・ p.1
議案第90号 八幡浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・・・・・・・・・・ p.2
議案第91号 八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第92号 八幡浜市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第93号 八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・・・・・・・・・・ p.3

平成28年12月

議案第88号及び第89号 議案説明資料

選挙運動及び選挙におけるビラ作成の公費負担の限度額の見直しについて

概要		①	②	③			④		⑤	⑥		⑦	⑧
		選挙運動用自動車の 使用の公費負担	一般運送契約の場合 ※ハイヤー	一般運送契約以外の場合			ポスター作成の公費負担		加算単価	基礎額	ビラ作成の公費負担		
				自動車借入契約 ※レンタカー	燃料供給契約	運転手雇用契約							
公職選挙法	公職選挙法 施行令	64,500円	64,500円	15,800円	7,560円	12,500円	525円6銭	310,500円			7円51銭		
八幡浜市	条例	第2条	第4条第1号	第4条第2号ア	第4条第2号イ	第4条第2号ウ	第8条				ビラ第4条		
	現行	51,500円	51,500円	13,390円	7,210円	10,000円	462円88銭	257,500円			7円30銭		
	改正後	64,500円	64,500円	15,800円	7,560円	12,500円	525円6銭	310,500円			7円51銭		
備考			車両、燃料、 運転手込み	例)車両、燃料、運転手全て契約した場合の上限額 15,800円+7,560円+12,500円=35,860円 例)車両と燃料費のみ契約した場合の上限額 15,800円+7,560円=23,360円			上限:ポスター掲示場数 計算式(一枚あたり) $525円6銭 \times 掲示場数 + 310,500円$ 掲示場数 ※当市のポスター掲示場数は100箇所であるため、作成単価は3,038円 →3,631円へ引き上げとなる。		上限16,000枚 対象は市長選のみ であり、市議会議員選挙は対象外 (公選法による)				

公職選挙法施行令と同基準に改正

その他

- ① 第4条第1号のハイヤー及び第2号アのレンタカーについては、同一の日において2台以上が使用される場合は、候補者が指定するいずれか1台に限る。
- ② 第4条第2号ウの運転手も同一の日に2人以上雇用する場合は1人に限る。
- ③ 支払いは、候補者に係る供託物が没収とならない場合に限り、事業者等からの請求に基づき、同事業者等に対して支払う。

議案第90号関係

平成28年人事院勧告に伴う市職員の給料月額等の改正

○給与月額

民間給与との較差(0.17%)を解消するため、若年層に重点を置いて給料表を改定
行政職

初任給～2-24	2-25～4-32	4-33～
1,500円引上げ	1,400～500円引上げ	400円引上げ

その他の給料表(医一～三)についても行政職給料表との均衡を基本に改定。

※平成28年4月1日より改定

○期末勤勉手当

民間の支給割合に見合うよう引き上げ。勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分。

〔一般職員〕(4.20→4.30月分)+0.1月

		6月期	12月期	計	
H28年度	期末手当	1.225月	1.375月	2.60月	4.30月 (現行4.20月)
	勤勉手当	0.80月	0.90 月 (現行0.80月)	1.70月 (現行1.60月)	
H29年度	期末手当	1.225月	1.375月	2.60月	4.30月
	勤勉手当	0.85 月	0.85 月	1.70月	

〔再任用職員〕(2.20→2.25月分)+0.05月

		6月期	12月期	計	
H28年度	期末手当	0.65月	0.8月	1.45月	2.25月 (現行2.20月)
	勤勉手当	0.375月	0.425 月 (現行0.375月)	0.80月 (現行0.75月)	
H29年度	期末手当	0.65月	0.8月	1.45月	2.25月
	勤勉手当	0.40 月	0.40 月	0.80月	

※平成28年12月期より改正

○扶養手当の見直し

配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで減額し、それにより得られる原資を子に係る手当に配分。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度以降
配偶者	13,000 円	10,000 円	6,500 円
子	6,500 円	8,000 円	10,000 円
父母等	6,500 円		

※ 職員に配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る手当額については、平成 28 年度は 11,000 円、平成 29 年度は子 10,000 円・父母等 9,000 円とする。

議案第 9 1 号及び 9 2 号関係

平成 28 年人事院勧告に伴う特別職及び市議会議員の期末手当の改正

年間支払月数を 0.1 月引上げ (3.15 月→3.25 月)

	6 月期	12 月期	計
H28 年度	1.5 月	1.65 月 →1.75 月 (+0.1 月)	3.15 月 →3.25 月 (+0.1 月)
H29 年度	1.55 月	1.7 月	3.25 月

議案第 9 3 号関係

平成 28 年人事院勧告に伴う一般職の特定任期付職員の給料月額等の改正

○給料月額

1～2 号給について、1,000 円ずつ引き上げ

○期末手当の改正

年間支払月数を 0.10 月引上げ (3.15 月→3.25 月)

	6 月期	12 月期	計
H28 年度	1.575 月	1.575 月	3.15 月
H29 年度	1.625 月 (+0.05)	1.625 月 (+0.05)	3.25 月 (+0.1)

※平成 28 年度については対象者がいないため、平成 29 年度からの改正とする。